

住宅用地の率

住宅用地に対する課税標準額の特例措置の対象となる「住宅用地」の面積は、家屋の敷地面積に次表の**住宅用地の率**を乗じて求めます。

ただし、その面積は、家屋の床面積の10倍までが限度となります。

	家 屋	居住部分の割合	住宅用地の率
イ	専 用 住 宅	全部	1.0
ロ	八以外の併用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
		2分の1以上	1.0
ハ	地上5階以上の耐火建築物 である併用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
		2分の1以上4分の3未満	0.75
		4分の3以上	1.0

居住部分の割合 = 居住の用に供する床面積 / 当該家屋の床面積